

災害により被害を受けた学生への経済的支援【在学生用】

以下の奨学金への申請を希望する場合は、[被災による経済的支援の申請および被災状況登録フォーム](http://bit.ly/3AacCM3)（<http://bit.ly/3AacCM3>）へアクセスし登録を行ってください。ネット環境の問題でフォームへアクセスできない場合は、学生部までお電話ください（TEL 072-805-2813 / 平日9時～17時、土曜日9時～16時）。奨学金の申請をしない場合でも、学生本人が怪我等の身体的被害を受けた場合は、被害の状況を同フォームから登録してください。

奨学金制度名	対象者	支援内容
関西外国語大学谷本 災害給付奨学金	父母等の家計支持者の居住地が災害救助法適用地域またはその近隣地域であり、災害によって以下のいずれかに該当する方 1 家計維持者が死亡した場合 2 家計支持者が居住する家屋が全壊、全焼、全流出、全埋没した場合 3 家計維持者が居住する家屋が半壊、半焼、半流出、半埋没、床上浸水した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者1および2 当該学期の授業料および教育充実費の全額を減免 ・対象者3 当該学期の授業料および教育充実費の半額を減免
日本学生支援機構 JASSO災害支援金	以下のいずれかに該当し、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがある方※ 1 自然災害等の発生により、居住する住宅に半壊（半流出・半埋没及び半焼失含む）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合 2 自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等により住居への立ち入り禁止等が1か月以上継続した場合 ※成績不振により留年中に発生した災害は対象外	10万円支給（返還不要）
日本学生支援機構 給付奨学金 （家計急変採用）	家計支持者が震災、火災、風水害等の災害に遭い、かつ以下のいずれかに該当する方※ 1 家計支持者が死亡した場合 2 家計支持者が傷病により半年以上就労が困難となった場合 3 家計支持者が非自発的失業状態に陥った場合 4 家計支持者が生死不明、行方不明、就労困難等、世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合 ※機構の制度上、大学院生は対象外	月々の給付型奨学金と授業料の減免 （詳細は文部科学省のHPを参照してください） https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html
日本学生支援機構 貸与付奨学金 （無利子・第一種 有利子・第二種）	災害等の影響で家計支持者の支出が著しく増大した場合又は収入が減少した場合 （災害救助法適用地域外であっても対象）	月々の貸与奨学金 （詳細は日本学生支援機構HPを参照してください） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html